



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

～「損はさせない」と言われたのに…～



《相談内容》

電話で、石油の先物取引を勧められ、いままで先物取引の経験はなかったが、営業担当者に「損はさせない」「必ずもうかる」と言われて、信用して最初120万円を支払って始めた。ところが、「損が出た」と言われて、損を少しでも取り戻して止めるつもりで、その後100万円を支払った。しかし、さらに追加で100万円請求され、これ以上払えないので取引をやめたい。

《アドバイス》

商品先物取引とは、将来の一定時期に物を買ったり売ったりすることを約束して、その価格を今の時点であらかじめ決めて契約をする取引です。

投資資金（委託証拠金）の10倍から20倍の額の商品を取引できるため、わずかな値動きで多額の利益になることもあります。逆に多額の損失となる危険性もあります。また、売買の都度取引手数料を支払う必要があります。

国内先物取引については、商品取引所法で規制されており、予測できない将来の商品取引に対して、「必ずもうかる」などと断定的なことを言って勧誘することを禁止しています。

相談者には先物取引の危険性を説明し、早急に手仕舞い（取引終了）するように助言しました。

商品先物取引は、仕組みが複雑で必ずもうかる保証はなく、投資した以上の損失が生じる危険性も大きく、財産を失ったケースもあります。仕組みが理解できない人や投資経験がない人は手を出さないようにしましょう。

情報ファイル

～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～



ガス瞬間湯沸器やシュレッダーなど、家庭で使う身近な製品による重大な事故が相次いだことを受けて、「消費生活用製品安全法」が改正され、平成19年5月14日から施行されます。

これにより、メーカーや輸入業者は、死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が起きた場合、国に報告することが義務付けられました。報告を受けた国は、事故情報を分析し、それを公表して第二の重大事故を防止します。また、危害の発生・拡大防止のため、特に必要なときは製品回収などの命令をメーカーや輸入業者に対して行います。

重大な製品事故情報は、随時公表されますので、新聞や国などのホームページで確認しましょう。

万が一、製品事故の被害にあった場合は、速やかにメーカーや輸入業者、販売店などに連絡しましょう。

また、経済産業省では、毎月第2火曜日を「製品安全点検日」と定めています。漏電、発火や一酸化炭素中毒などの製品事故から身を守るために身の回りに危ない製品はないか点検しましょう。